

第2次

愛南町生活排水対策推進計画

平成30年3月

愛 南 町

はじめに

愛南町は、古くから町民が慣れ親しんでいる町中心部を流れる僧都川をはじめとし、篠川、惣川、蓮乗寺川、菊川などの河川、黒潮の影響を受けた温暖な海域など非常に豊かな水環境を有しています。

しかしながら、近年、河川に流入する生活排水が増大して水質が悪化し、生態系に与える影響が懸念されるため、平成6年12月に水質汚濁防止法による生活排水対策重点地域の指定を受け、平成20年4月に快適な水環境づくりをめざした「愛南町生活排水対策推進計画」を策定し、平成26年3月に改定しました。

この計画のもと、農業・漁業集落排水施設の維持管理、合併処理浄化槽の普及及び生活排水対策の啓発活動に取り組んだ結果、町内水域の水質は徐々に改善されていますが、生活排水の適正な処理や家庭での生活排水対策などにこれまでの取組を踏襲し総合的に取り組むため、この度、これまでの基本骨格を継承しながら、今後の生活排水対策に必要な方針、めざすべき目標、施策について見直し、「第2次愛南町生活排水対策推進計画」を策定しました。

今後は、本町の恵み豊かな環境を未来の世代に引き継いでいくため、この計画に基づき、町民、事業者、行政が一体となり、事業を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、様々な形で貴重な御意見や御提言をいただきました環境審議会委員の皆様を始め、関係各位の皆様にご心から感謝を申し上げ、あいさついたします。

平成30年3月
愛南町長 清水 雅文

生活排水対策推進計画目次

第1章 計画の概要.....	2
1. 計画策定の背景と目的.....	2
2. 計画の位置づけ及び関連計画.....	3
3. 計画の対象地域.....	3
4. 計画の期間.....	3
第2章 現状と課題.....	5
1. 町の概要.....	5
2. 水利用の状況.....	10
3. 生活排水処理の現状.....	11
4. 水質汚濁の状況.....	15
第3章 対策の推進に関する基本目標.....	20
1. 計画目標.....	20
2. 基本方針.....	20
3. 基本姿勢.....	21
4. 計画の体系.....	22
5. 目標数値.....	22
第4章 きれいな水を子どもたちに残そう（生活排水処理対策）.....	25
1. 基本的な考え方.....	25
2. 最適な処理方法の検討.....	26
3. 汚濁負荷削減の対策.....	27
第5章 みんなできれいな水を育もう（生活排水対策に関わる啓発活動）.....	31
1. 町民、事業者、行政の役割の明確化.....	31
2. 生活排水対策に関する情報提供と活動支援.....	34
第6章 その他生活排水対策の実施・推進に必要な事項.....	36
1. 関係行政機関との連携.....	36
2. 推進体制（評価体制の構築）.....	36
3. 関連計画との調整.....	36
4. 進行管理.....	36
資料編.....	38

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置づけ及び関連計画
3. 計画の対象地域
4. 計画の期間

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

本町は、愛媛県の南端に位置し、篠山山系を源流に持つ僧都川をはじめとする河川や宇和海を有し、恵まれた水環境を有しています。

平成2年6月の水質汚濁防止法の改正により「生活雑排水対策として、公共用水域の水質に対する生活排水^{*1}による汚濁の負荷を低減するために必要な施設(生活排水処理施設)の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成、その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。」とされました。また、愛媛県は化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画において、平成31年度を目標年度とした削減目標量を定めており、本町としても目標達成に向けて、各種生活排水対策を推進しています。

有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)^{*2}又は化学的酸素要求量(COD)^{*3}の環境基準の達成率は測定開始以来、全国的に毎年わずかずつ向上していますが、湖沼、内湾、内海などの閉鎖性水域で依然として達成率が低くなっています。水質汚濁の要因となっている生活排水の分類と、1日1人当たりの負荷割合をみると生活雑排水が占める割合は約70%となっています。本町でもこれらの環境基準を達成するため、生活排水対策の推進が求められています。

本町では、平成20年4月に生活排水対策推進計画を策定し、平成26年3月に中間見直しを行っていますが、今回、計画期間満了に伴い、生活排水対策に直接的に関わる施策を中心に、これまでの施策の進捗状況を総括し、背景を踏まえ「第2次生活排水対策推進計画」を策定しました。

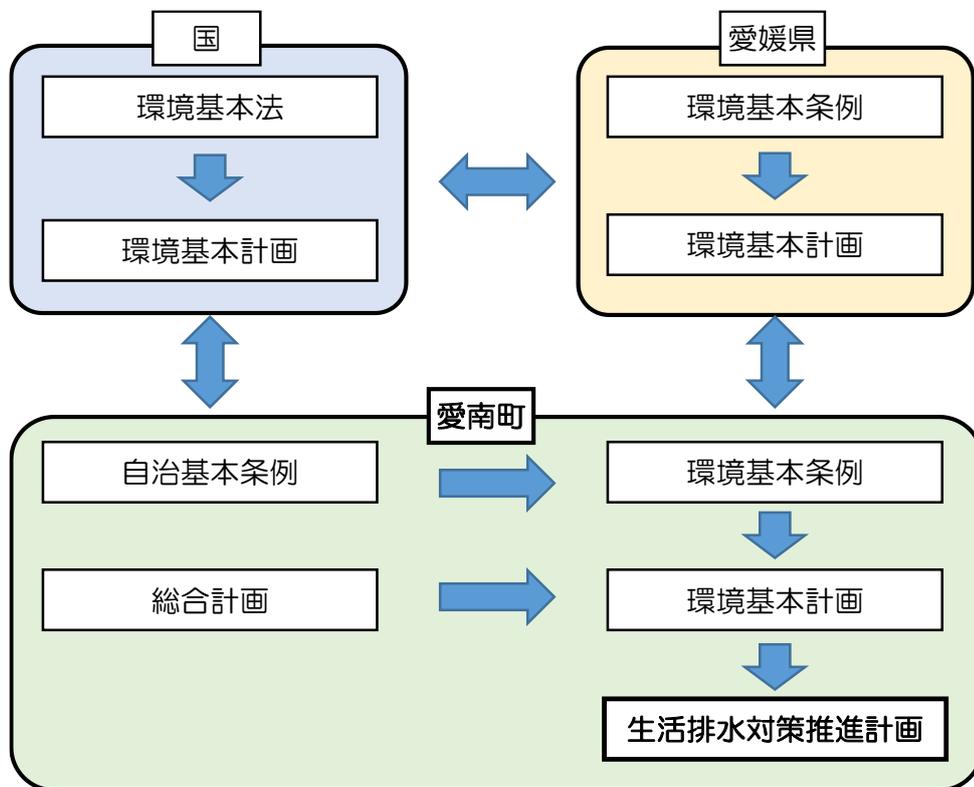
生活排水 BOD 43g/人/日	生活雑排水 約70% (30g)	台所からの排水	約40% (17g)
		風呂からの排水	約20% (9g)
		洗濯からの排水その他	約10% (4g)
	し尿	約30% (13g)	

生活排水の分類と1日当たりの負荷割合 資料：環境省「生活排水読本」

- 1 **生活排水**：水質汚濁防止法による、生活排水とは「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）」と定義されています。また、生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水という。
- 2 **生物化学的酸素要求量 (BOD)**：水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。数値が大きいほど水質は汚れている。
- 3 **化学的酸素要求量 (COD)**：水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。数値が大きいほど水質は汚れている。

2. 計画の位置づけ及び関連計画

本計画は、国及び県などの上位計画及び本町の総合計画などの諸計画との整合にも留意し、町民と行政とが一体となって生活排水対策を進めます。



3. 計画の対象地域

この計画の対象地域は、本町全域とします。

4. 計画の期間

本計画は、平成 20 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「愛南町生活排水対策推進計画」の計画満了を踏まえ、平成 30 年度を初年度とし、平成 34 年度に中間見直しを行った上で、平成 39 年度を目標とする 10 年間を計画期間とします。ただし、今後の社会情勢の変化、新たな環境問題及び科学的知見の集積などに的確に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 現状と課題

1. 町の概要
2. 水利用の状況
3. 生活排水処理の状況
4. 水質汚濁の状況

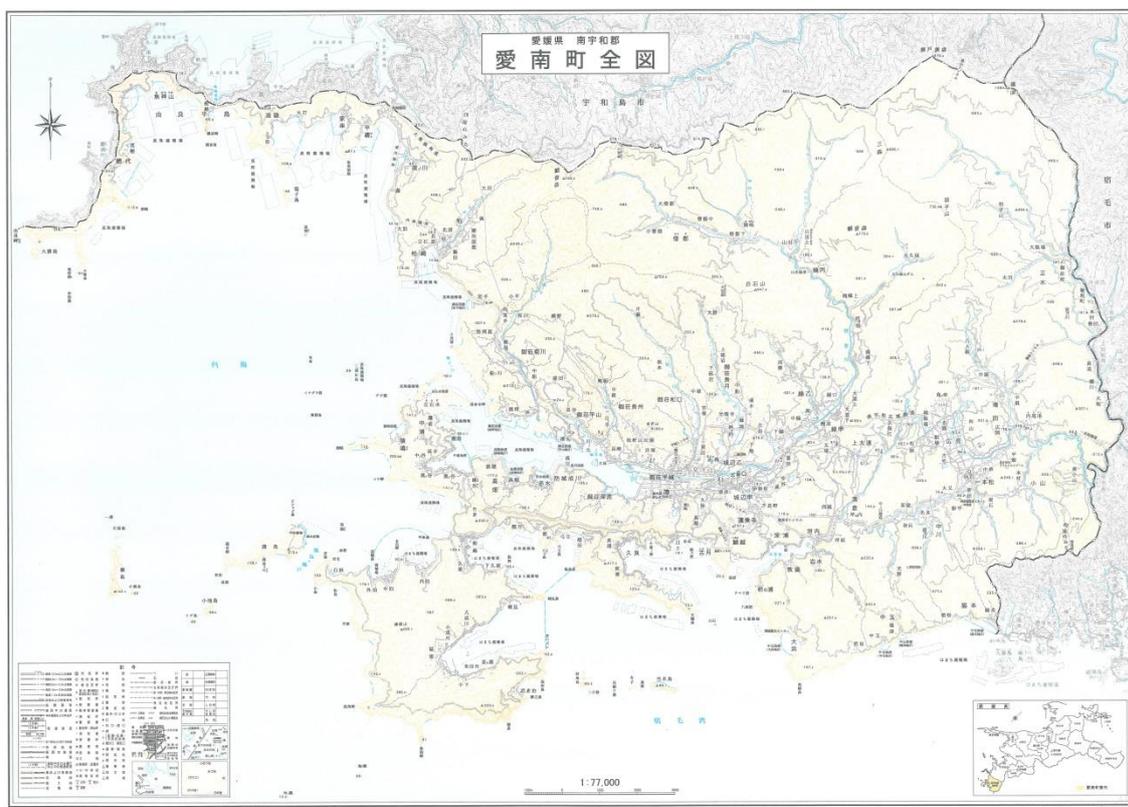
第2章 現状と課題

1. 町の概要

(1) 位置・地勢

本町は、平成16年10月1日に内海村、御荘町、城辺町、一本松町及び西海町が合併し誕生しました。町域は、東西28.7km、南北18.3km、面積238.99km²となっています。北は宇和島市、東は高知県宿毛市、西は宇和海、南は太平洋に面し、県の南端に位置する自然環境に恵まれた町です。

北部には、四国山脈から分岐した篠山山系から僧都川が町の中央部から弧を描くように北から南に流れ御荘湾に注いでおり、この流域に御荘地域、城辺地域の市街地が形成されています。太平洋及び宇和海に面した半島部を有する海岸部は、複雑で変化に富んだ典型的なリアス式海岸であり、平坦地が少なく海岸まで急傾斜地が迫っています。



(2) 人口・世帯数

本町の人口は、国勢調査によると、平成7年には31,101人、平成27年には21,902人となっており減少が続いています。少子高齢化は他の自治体と同様に進んでおり、高齢化率^{*4}は年々上昇し、平成27年では39.7%となっています。

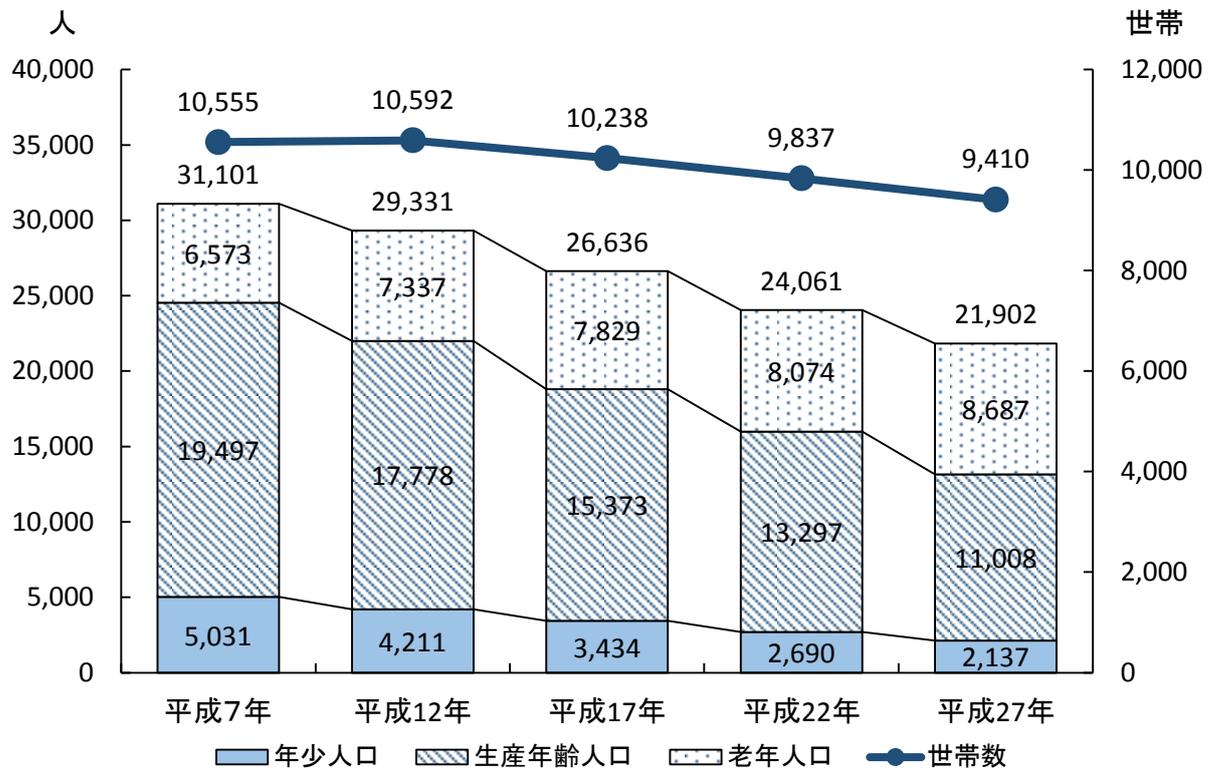
平成7年以後の世帯数の増減をみると、平成12年の10,592世帯をピークに平成27年は9,410世帯とやや減少しています。

(単位: 人、%、世帯)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 0～14歳	5,031	4,211	3,434	2,690	2,137
生産年齢人口 15～64歳	19,497	17,778	15,373	13,297	11,008
老年人口 65歳以上	6,573	7,337	7,829	8,074	8,687
総人口	31,101	29,331	26,636	24,061	21,902
高齢化率 老年/総人口	21.1	25.0	29.4	33.6	39.7
世帯数	10,555	10,592	10,238	9,837	9,410

資料: 国勢調査

※総人口には年齢不詳分を含む



4 高齢化率: 65歳以上の高齢人口が総人口に占める割合

(3) 産業

本町の第1次産業である農業は、河内晩柑や甘夏の栽培をはじめ、水稻の栽培が主となっており、水産業では、カツオの一本釣りなどの漁業が盛んです。また、真珠・真珠稚母貝、タイ、ハマチ及びカキの養殖も行われており、本町の基幹産業となっています。

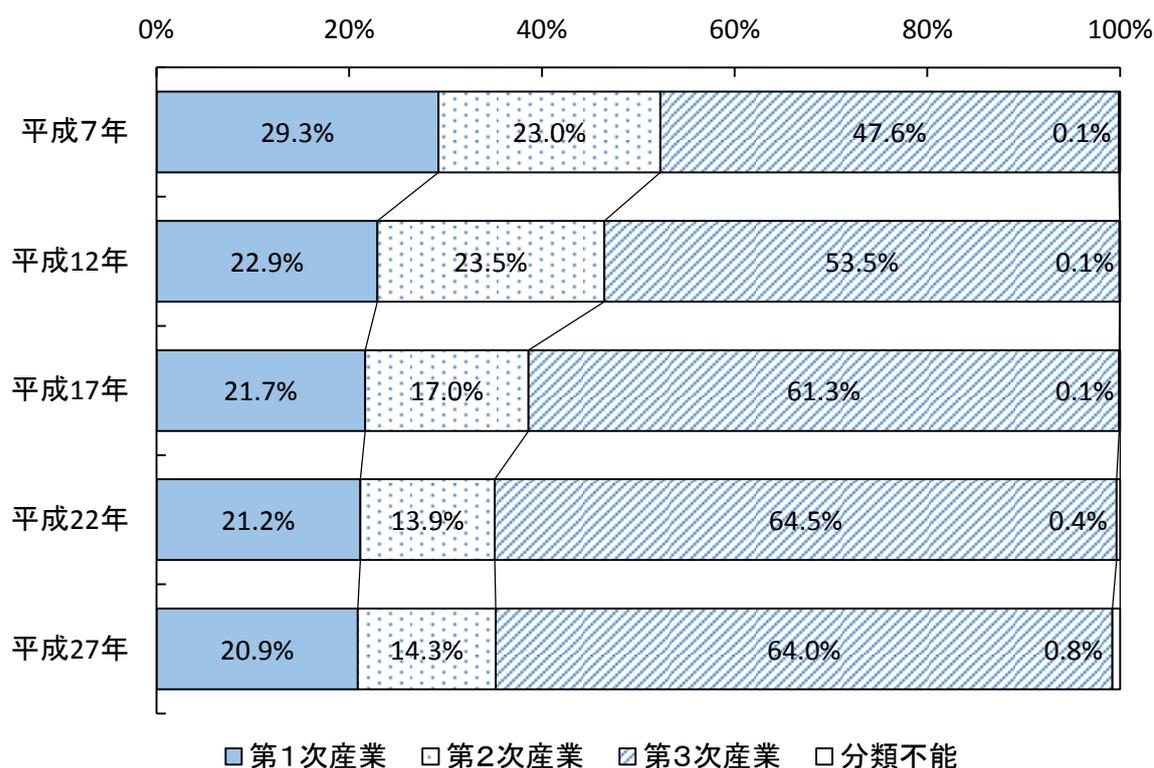
町内の就業者数は、一貫して減少傾向にあり、平成27年度の就業者数は10,000人を下回っており、平成7年に比べて5,000人以上減少しています。各産業の就業者数割合については平成22年より大きな変化は見られません。

(単位:人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業者数	15,015	13,425	11,680	10,228	9,553
第1次産業	4,394	3,080	2,529	2,165	1,998
第2次産業	3,456	3,160	1,981	1,426	1,365
第3次産業	7,144	7,176	7,159	6,601	6,114
分類不能	21	9	11	36	76

資料:国勢調査

※就業者数には分類不能を含む



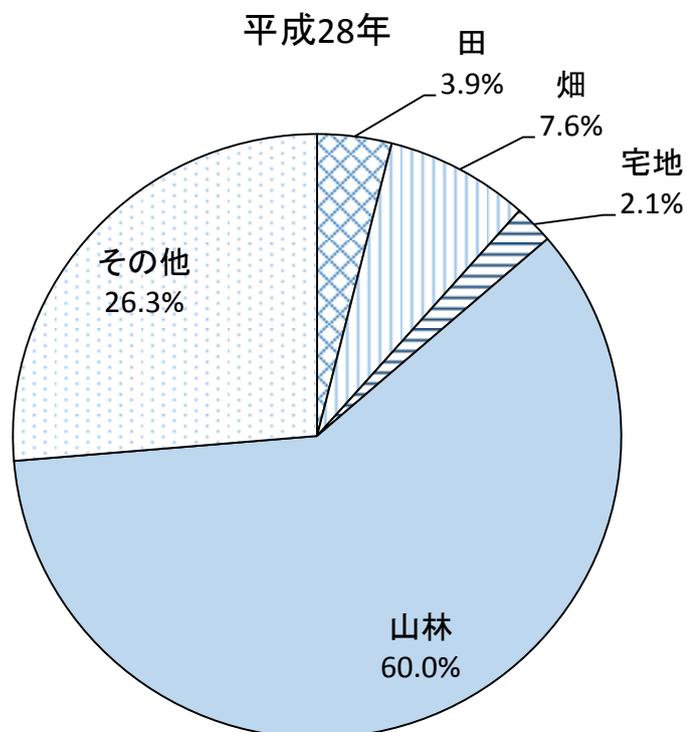
(4) 土地利用

本町は、足摺宇和海国立公園篠山をはじめとする山林の面積が 60.0%を占めており、田畑は合わせて 11.5%、宅地は 2.1%となっています。

(単位:km²)

区分	田	畑	宅地	山林	その他	総面積
平成25年	9.66	19.35	5.01	142.64	62.98	239.64
平成26年	9.65	19.34	5.00	142.36	62.63	238.98
平成27年	9.46	18.31	5.01	143.51	62.69	238.98
平成28年	9.44	18.26	5.00	143.39	62.90	238.99

資料: 概要調書



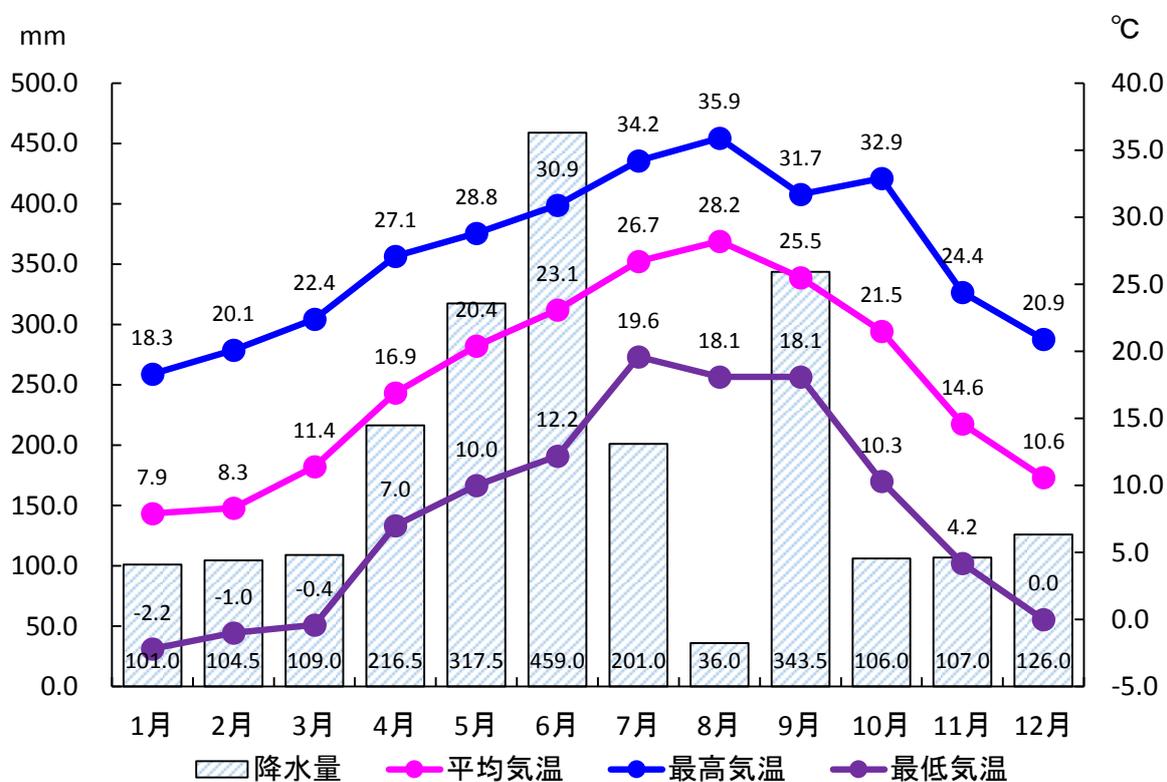
(5) 気象

本町は、四季を通じて温暖で梅雨期には雨が多く、南海型気候の特色を持っています。夏から秋にかけては、台風の通過による影響を受けることがあり、冬季は季節風も強く、時には風速 20mに達することもあります。山間部と海岸部では気象条件が若干異なり、冬の山間部は降霜や積雪がみられますが、海岸部は暖流の影響を受けることもあって降霜はほとんどみられません。

■平成 28 年降水量・気温の推移

月	降水量 mm	気温(°C)		
		平均	最高	最低
1月	101.0	7.9	18.3	-2.2
2月	104.5	8.3	20.1	-1.0
3月	109.0	11.4	22.4	-0.4
4月	216.5	16.9	27.1	7.0
5月	317.5	20.4	28.8	10.0
6月	459.0	23.1	30.9	12.2
7月	201.0	26.7	34.2	19.6
8月	36.0	28.2	35.9	18.1
9月	343.5	25.5	31.7	18.1
10月	106.0	21.5	32.9	10.3
11月	107.0	14.6	24.4	4.2
12月	126.0	10.6	20.9	0.0

※御荘観測所



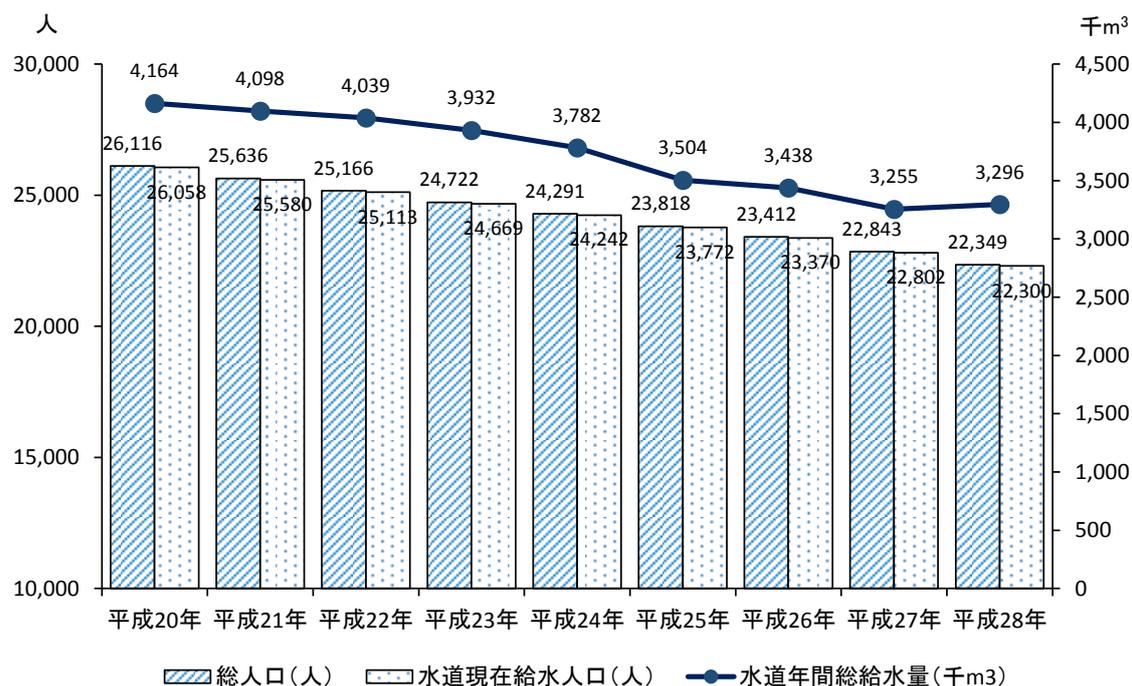
2. 水利用の状況

平成28年度現在の給水人口は22,300人、普及率99.8%、水道年間総給水量は3,296千m³で、人口の減少とともに減少傾向です。また、水道1日最大給水量においても10,985m³と平成20年の16,442m³と比較すると、5,457m³減っている状況となっています。

■給水人口と年間供給水量の推移

年度	総人口(人)	総世帯数(戸)	水道年間総給水量(千m ³)	水道1日最大給水量(m ³)	水道現在給水人口(人)	水道普及率
平成20年	26,116	11,735	4,164	16,442	26,058	99.8%
平成21年	25,636	11,692	4,098	15,809	25,580	99.8%
平成22年	25,166	11,711	4,039	15,548	25,113	99.8%
平成23年	24,722	11,563	3,932	15,881	24,669	99.8%
平成24年	24,291	11,505	3,782	15,517	24,242	99.8%
平成25年	23,818	10,762	3,504	13,535	23,772	99.8%
平成26年	23,412	10,712	3,438	12,558	23,370	99.8%
平成27年	22,843	10,590	3,255	11,325	22,802	99.8%
平成28年	22,349	10,501	3,296	10,985	22,300	99.8%

資料：水事業決算書等



3. 生活排水処理の現状

本町の生活排水処理施設の現状は、農業集落排水処理施設が3か所、漁業集落排水処理施設が4か所整備されており、その他は合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽により処理されています。

■生活排水の処理状況（平成29年3月31日現在）

（単位：人、％）

区 分		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
総人口(A)		24,291	23,818	23,412	22,843	22,349
整備人口	公共下水道	0	0	0	0	0
	農業・漁業集落排水施設	2,466	2,431	2,429	2,393	2,377
	コミュニティプラント	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽	6,814	7,014	7,102	7,120	7,221
	小計(B)	9,280	9,445	9,531	9,513	9,598
単独処理浄化槽		6,681	6,543	6,421	6,285	6,137
汲取り及び自家処理人口		8,330	7,830	7,460	7,045	6,614
汚水処理人口普及率(B)／(A)×100		38.2%	39.7%	40.7%	41.6%	42.9%

<生活排水処理施設などの状況>

■汚泥再生処理センターの概要

名 称	汚泥再生処理センター
所在地	宇和島市坂下津乙69-1
処理方式	高負荷膜分離処理方式＋高度処理
供用開始年月日	平成27年8月1日供用開始
処理対象物	し尿及び浄化槽汚泥
処理能力	220kL/日（し尿130kL・浄化槽汚泥90kL）
資源化方式	リン回収方式（SRAPシステム）
敷地面積	6,500㎡
建築面積	1,590㎡
延床面積	3,330㎡

【処理水質】

項 目	単 位	施設に持ち込まれた原液の数値		本施設から排出される放流水の保証値
		生し尿	浄化槽汚泥	
PH	—	—	—	5.0～9.0
BOD	mg/L	4,600	1,500	5以下
COD	mg/L	1,400	800	10以下
T-N	mg/L	1,500	410	10以下
T-P	mg/L	150	52	1以下
SS	mg/L	4,100	6,700	5以下
色度	度	—	—	20以下
大腸菌群数	個/mL	—	—	100以下

■し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

（単位：kL [t]）

年度	収集量	し尿	浄化槽汚泥
平成20年度	17,497	11,060	6,437
平成21年度	17,103	10,847	6,256
平成22年度	17,042	11,067	5,975
平成23年度	17,495	10,901	6,594
平成24年度	16,858	10,589	6,269
平成25年度	16,888	10,049	6,839
平成26年度	16,133	9,751	6,382
平成27年度	16,852	9,937	6,415
平成28年度	16,106	9,111	6,995

■農業集落排水処理施設の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

名 称	御在所 クリーンセンター	広見 クリーンセンター	御荘和口 クリーンセンター
所在地	正木2527-1	広見3319	御荘和口2394-1
地区名	御在所	広見	御荘和口
汚水処理方式	接触ばっ気方式	連続流入間欠ばっ気方式	沈殿分離及び 接触ばっ気方式
放流先	農業用排水路（篠川）	農業用排水路（広見川）	農業用排水路（和口川）
供用開始	平成7年4月1日	平成13年4月1日	平成16年7月1日
計画処理人口	100人	2,540人	140人
処理区域面積	3.1ha	66ha	5ha
計画処理水量	27.0m ³ /日	685.8m ³ /日	37.8m ³ /日
予定水質	【流入】 BOD 200 mg/L SS 200 mg/L	【流入】 BOD 200 mg/L SS 200 mg/L	【流入】 BOD 200 mg/L SS 200 mg/L
	【放流】 BOD 20 mg/L SS 50 mg/L	【放流】 BOD 20 mg/L SS 50 mg/L	【放流】 BOD 20 mg/L SS 50 mg/L
区域内戸数	31戸	523戸	35戸
接続戸数	26戸	457戸	27戸
接続人口	71人	1,252人	66人
接続率（戸数）	83.9%	87.4%	77.1%

■漁業集落排水処理施設の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

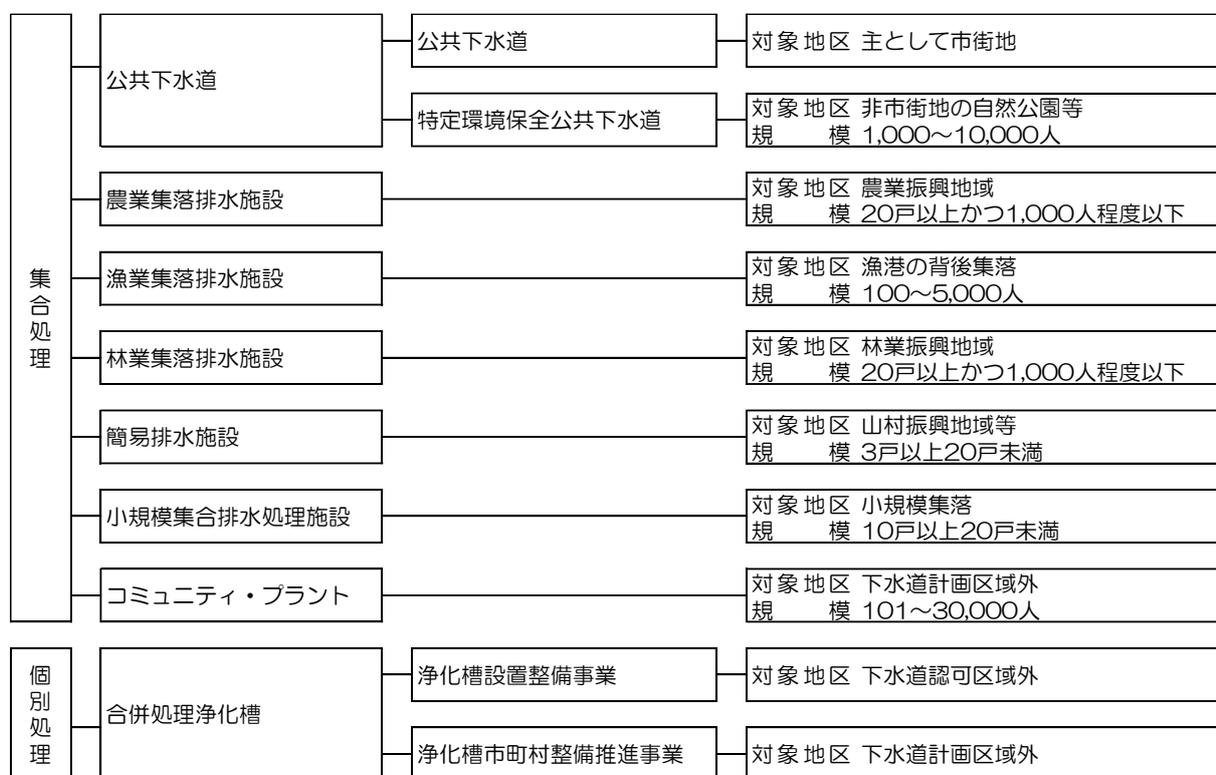
名 称	平瀨クリーン センター	家串クリーン センター	油袋クリーン センター	網代クリーン センター
所在地	平瀨82-4・5	家串1268-2	油袋530-9	網代566
地区名	平瀨	家串	油袋	網代・魚神山
汚水処理方式	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法
放流先	宇和海	宇和海	宇和海	宇和海
供用開始	平成11年4月1日	平成14年8月1日	平成14年4月1日	平成17年8月1日
計画処理人口	540人	494人	333人	480人
処理区域面積	6.5ha	7.5ha	7.7ha	8.5ha
計画処理水量	184.0m ³ /日	162.0m ³ /日	102.0m ³ /日	140.4m ³ /日
予定水質	【流入】 BOD 200 mg/L SS 200 mg/L			
	【放流】 BOD 10 mg/L SS 50 mg/L			
区域内戸数	94戸	85戸	48戸	89戸
接続戸数	71戸	59戸	26戸	64戸
接続人口	173人	130人	85人	158人
接続率（戸数）	75.5%	69.4%	54.2%	71.9%

■町営浄化槽整備推進事業による設置の推移（各年度末現在基数）

年度	内海地域	御荘地域	城辺地域	一本松地域	西海地域	合計 (基数)	浄化槽処理 人口(累計)
平成22年度	5	31	24	8	8	76	6,043
平成23年度	9	61	63	19	18	170	6,549
平成24年度	3	49	35	17	6	110	6,814
平成25年度	3	40	41	17	9	110	7,003
平成26年度	10	36	32	18	7	103	7,095
平成27年度	5	33	24	8	3	73	7,120
平成28年度	4	32	30	5	6	77	7,221

※平成22年度10月事業開始

<各種汚水処理施設の比較>



4. 水質汚濁の状況

水質汚濁とは、事業所や家庭などから排出される汚水をはじめ、農業や漁業などの産業活動によって生じる汚水によって河川や海域の水質が悪化したり、水底の土砂が汚染されたりする現象です。河川や海域、地下水について環境基準が定められおり、定期的に水質検査を実施し、水質の保全活動が行われています。河川の代表的な有機汚濁の指標として生物化学的酸素要求量（BOD）や海域の代表的な有機汚濁の指標として化学的酸素要求量（COD）などの指標があります。

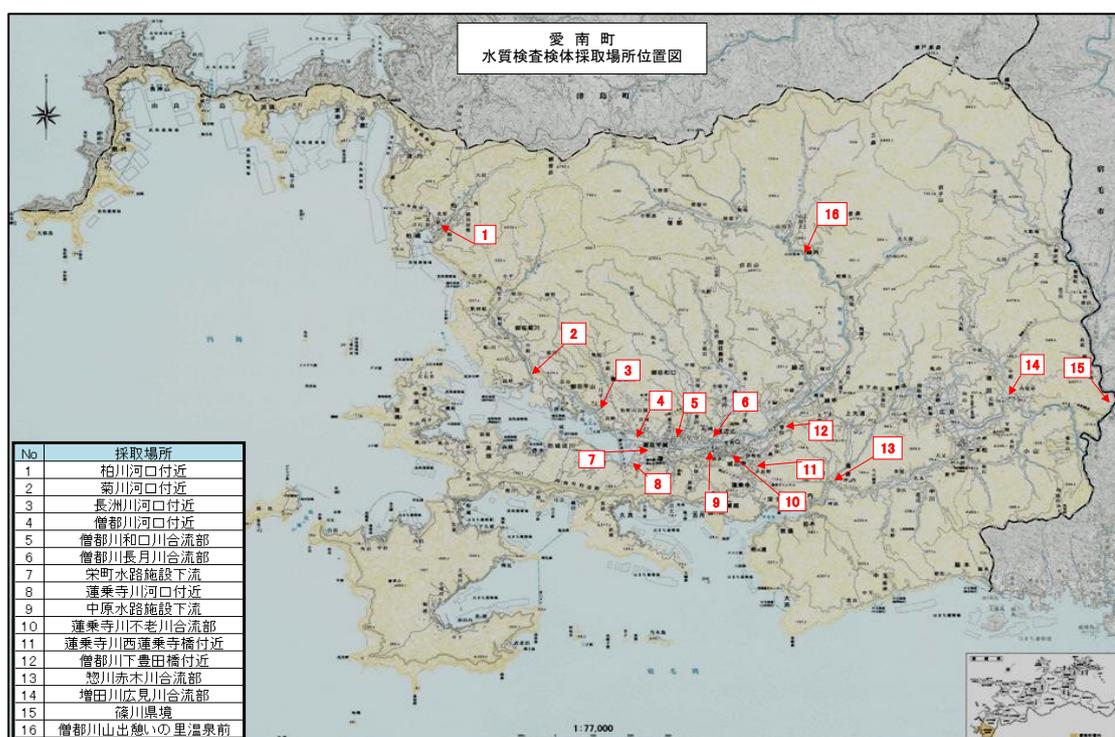
① 河川水質

本町では、河川及び水路において水質検査を実施しており、今後は、他の河川水系も含めて水質の保全を図らなければなりません。

■ 河川及び排水路水質検査結果【生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）】

●平成28年度河川等水質検査結果表（BOD環境基準 10mg/L以下）

No.	採取場所	BOD(mg/L)	No.	採取場所	BOD(mg/L)
1	柏川河口付近	0.5	9	中原水路施設下流	6.4
2	菊川河口付近	0.5	10	蓮乗寺川不老川合流部	1.7
3	長洲川河口付近	0.5	11	蓮乗寺川西蓮乗寺橋付近	1.6
4	僧都川河口付近	1.4	12	僧都川下豊田橋付近	0.6
5	僧都川和口川合流部	0.9	13	惣川赤木川合流部	1.1
6	僧都川長月川合流部	0.6	14	増田川広見川合流部	0.9
7	栄町水路施設下流	5.5	15	篠川県境	0.5
8	蓮乗寺川河口付近	0.5	16	僧都川山出憩いの里温泉前	0.9



② 海域水質

1) 海域水質調査

本町は、国立公園に指定されている宇和海があり、県の「公共用水域水質測定計画」に基づき平成28年度に海域水質調査が行われており、全調査地点において環境基準を満たしています。また、本町と愛南・久良漁協が協力して漁場環境調査を定期的を実施しており、その調査地点における結果から本町近海の水質は、水産の生産基盤として望ましい環境基準を達成しています。

海域水質を低下させる原因として、生活排水、小規模事業所排水、養殖漁場等が考えられ、本町の主要産業である水産業の振興のためには、今以上の水質向上が望ましく、今後さらなる水質の改善に努める必要があります。

■海域水質調査結果【化学的酸素要求量（COD）（mg/L）】

●平成28年度海域水質調査結果表（環境基準2mg/L以下）

No.	調査地点	COD(mg/L)	No.	調査地点	COD(mg/L)
1	脇本沖	0.43	7	福浦沖	0.54
2	中玉沖	0.39	8	内泊沖	0.37
3	大浜沖	0.39	9	左右水沖	0.33
4	愛南漁協沖	0.27	10	三ツ畑田島付近	0.35
5	久良湾沖	0.40	11	油袋沖	0.39
6	西海支所沖	0.32			

■水質調査地点位置図



2) 海底泥調査（平成 28 年度漁場環境調査）

水産用水基準（平成 25 年 1 月、社団法人 日本水産資源保護協会）は、水生生物の生息環境として維持することが望ましい基準として設定されたもので、法的な基準ではありませんが、水生生物保護のための水質基準と言え、2012 年版の基準は、乾泥 1 g 当たり硫化物 0.2mg 以下となっています。

■海底泥調査結果【硫化水素（mg）】

●平成28年度海底泥調査結果表（水産用水基準 0.2mg/g（乾泥）以下）

No.	調査地点	硫化水素(mg)
1	内海沖	0.018
2	御荘沖	0.070
3	福浦沖	0.065
4	船越沖	0.155
5	久良沖	0.014
6	東海・深浦沖	0.138

■海底泥調査地点位置図



③ 地下水

毎年、県では、過去に地下水の汚染が確認された地区における汚染の継続的な監視及び経年的な推移の把握のため、定期的に県内数十か所の採取可能な地下水の調査を行っています。

本町では、経年的な推移の把握のため、2か所の地下水（井戸）が調査されています。

④ 環境美化

町内全域の道路沿いや公共施設の花壇を中心として、植栽や手入れが行われています。道路清掃（草刈、ごみや空き缶拾い）は年2回程度、海岸清掃は海の日を中心に4月～7月に各地域において、河川清掃は僧都川、蓮乗寺川を中心として定期的に、地区、各種団体、企業、児童生徒などのボランティアにより行われています。また、生活排水路など地域の公共的な場所については5月中旬に実施される城辺地域の一斉清掃など地区のボランティアにより清掃が行われています。



第3章 対策の推進に関する基本目標

1. 計画目標
2. 基本方針
3. 基本姿勢
4. 計画の体系
5. 目標数値

第3章 対策の推進に関する基本目標

1. 計画目標

本町は、宇和海や僧都川をはじめとする河川や海、そしてそれらが育む自然環境に恵まれたまちですが、生活環境の変化に伴い、河川や海の水質は生活雑排水などによる汚染が問題となっています。水産業を主産業とする本町ゆえに生活排水などのたれ流しには憂慮しており、町内全域で生活排水対策を推進し、水質保全を図る必要があります。

生活排水処理施設の整備、生活排水対策の啓発及び町民の実践により河川や海の水質をなお一層改善し、生活環境を向上させるとともに、水環境が町民にとってかけがえのない存在とすることが重要です。

以上のことを踏まえ、基本目標を次のとおり設定し、本計画を推進していきます。

豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり（水環境の保全）

2. 基本方針

本町では、平成18年に愛南町総合計画（第1次）を策定し、平成26年に策定した第2次愛南町総合計画において、めざすべき姿を「ともにあゆみ育て創造するまち～第2章～」としています。この将来像を実現するために「支えあい健やかに暮らせるまちづくり」、「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」、「活力ある産業を育てるまちづくり」、「自立と協働による安心安全なまちづくり」、「豊かな心と文化を育むためのひとづくり」という5つの政策を定めています。

本計画は、上位計画である総合計画及び環境基本計画に準じた将来像を見据え、生活排水対策部門についての基本方針を明確にし、施策を具体化した基本姿勢を設定し、環境施策のさらなる推進を図っていきます。

基本方針1 きれいな水を子どもたちに残そう（生活排水処理対策）

町内の河川などの水環境について、子どもたちが安全に遊べるきれいなものであることは町民の願いです。また、水環境の保全は生きるものすべてにとっての命を育む源を守ることです。きれいな水を次世代の子どもたちに残すために、生活排水処理対策を町内全域で進めることをめざします。

基本方針2 みんなできれいな水を育もう（生活排水対策に関わる啓発活動）

きれいな水を育むためには、町民、事業者、行政が協力しなければなりません。水環境だけでなく、広く環境全体に対し問題意識をもち、町民、事業者、行政が連携し、積極的に水環境の保全に取り組むことをめざします。

3. 基本姿勢

(1) 合併処理浄化槽の設置

合併処理浄化槽は、公共用水域と地下水の水質を保全するために整備期間が短く、水質浄化作用に優れており生活雑排水処理に対して非常に有効なものです。平成 22 年度に個人設置型の浄化槽設置整備事業から PFI 手法導入による町営浄化槽整備推進事業へシフトしたことにより、面的な浄化槽整備が促進され、川遊びや魚釣りなどが楽しめる自然環境の保全が図られています。また、平成 27 年度よりし尿及び浄化槽汚泥は、宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターで処理されており、水環境の問題については、町民、事業者、行政がお互いの理解を深め、協力して取り組んでいく必要があります。

単独処理浄化槽は、し尿を処理するものであり、生活雑排水を適正に処理できないことから、単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活排水の適正処理を進めるため、町営浄化槽整備推進事業実施にあわせて単独処理浄化槽の撤去費用の補助を行うなど、合併処理浄化槽への転換を促進します。

町営浄化槽については法定検査や維持管理が適正に行われますが、平成 22 年度 9 月以前に設置した合併処理浄化槽についてはこれら検査等が守られていないものもあることから、所有者に対する法定検査、保守点検及び清掃に関する指導を充実し、浄化槽の適正な維持管理を推進します。

(2) 集落排水処理施設への加入促進

施設整備済である町内 7 か所の農業・漁業集落排水施設整備地区における未接続者に対して、早期接続を啓発するとともに、既存の農業・漁業集落排水施設の適正管理を実施します。

(3) 生活排水対策の啓発と実践

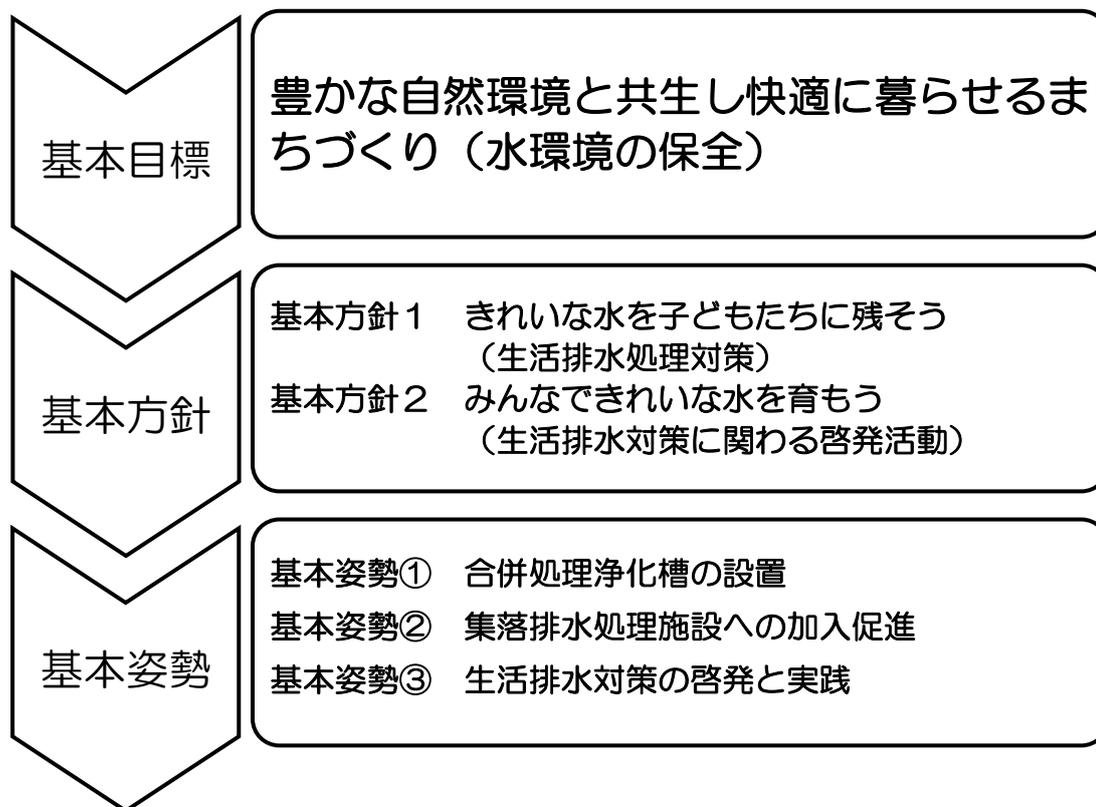
生活排水対策について町民による活動や、各団体による取組を支援します。

各団体の開催する水辺での観察会や学習会について積極的に広報し、町民の環境に対する意識づけを行います。

かんきょうかわら版、パンフレット、ホームページなどを活用し、家庭における生活排水対策の必要性とその方法の周知を図ります。

河川などの水質検査の結果を公表し、町民の意識の向上に努めます。

4. 計画の体系



5. 目標数値

目標数値は、事業レベルでの環境施策に関連した定量的指標を毎年継続的に把握していくことにより、目標実現に向けて環境施策の達成状況についての認識を共有するとともに、計画の進行管理に役立てるものです。

この目標数値は、多様な要因を含んでおり環境負荷や自然との共存といった環境目標の達成状況を必ずしも的確に表すことができないものもありますが、定量化された指標としての意義をもっています。項目によってはその評価は単純に増減だけを見るのではなく、他の指標と関連づけて行う必要があり、施策の方向性や考え方によって指標の量的な評価（増加、減少）が変わることも考えられることから、今後とも必要に応じて随時追加や削除を行うものとします。

●個別目標数値						
項目		過年度数値		基準年	目標値	
		H18(H19)	H24	H28	H34	H39
○河川水質 BOD(mg/L)						
柏川	河口付近	—	0.6	0.5	BOD基準10mg/L以下	
菊川	河口付近	—	0.5	0.5	同上	
長洲川	河口付近	—	0.5	0.5	同上	
僧都川	河口付近	—	1.3	1.4	同上	
	和口川合流部	—	1.9	0.9	同上	
	長月川合流部	—	1.4	0.6	同上	
	下豊田橋付近	—	0.6	0.6	同上	
蓮乗寺川	山出憩いの里温泉前	—	0.5	0.9	同上	
	河口付近	—	1.0	0.5	同上	
	不老川合流部	—	0.9	1.7	同上	
惣川	西蓮乗寺橋付近	—	0.8	1.6	同上	
	赤木川合流部	—	1.0	1.1	同上	
増田川	広見川合流部	—	0.7	0.9	同上	
篠川	県境	—	0.5	0.5	同上	
○海水質(水深10m地点) COD(mg/L)						
脇本沖		0.55	0.77	0.43	環境基準2mg/L以下	
中玉沖		0.89	0.58	0.39	同上	
大浜沖		0.44	0.66	0.39	同上	
愛南漁協沖		0.41	0.29	0.27	同上	
久良湾沖		0.67	0.32	0.40	同上	
西海支所沖		0.28	0.46	0.32	同上	
福浦沖		0.87	0.63	0.54	同上	
内泊沖		0.32	0.50	0.37	同上	
左右水沖		0.75	0.39	0.33	同上	
三ツ畑田島付近		0.24	0.49	0.35	同上	
油袋沖		0.60	0.35	0.39	同上	
○海底泥 硫化水素(mg)						
内海沖		0.010	0.028	0.018	0.2mg以下	
御荘沖		0.070	0.018	0.070	同上	
福浦沖		0.040	0.083	0.065	同上	
船越沖		0.059	0.125	0.155	同上	
久良沖		0.004	0.005	0.014	同上	
東海・深浦沖		0.095	0.078	0.138	同上	
○一般廃棄物及びリサイクル						
一般廃棄物処理量(t)		8,537	8,177	7,595	7,050	6,500
上記のうち焼却量(t)		7,100	6,348	5,713	5,300	4,800
リサイクル率(%)		13.8	20.7	22.0	27.0以上	
廃食用油回収量(L)		—	5,160	12,000	13,000	15,000
○生活排水処理施設						
合併処理浄化槽の設置数(PFI)(基)		—	110/356	77/719	1,409	1,909
農業集落排水処理接続率(%)		79.4	85.6	86.6	93.3	100
漁業集落排水処理接続率(%)		52.2	65.4	69.6	84.8	90
○苦情通報 苦情件数(件)						
不法投棄		23	21	18	現状値以下	
野外焼却		8	8	5	同上	
粉塵・ばい煙		1	1	1	同上	
振動・騒音		0	0	0	同上	
悪臭		3	2	1	同上	
○環境学習 参加人数(人)						
環境学習会(小中学校)		—	450人/16校	198人/7校	継続	
○その他環境対策 交付件数(件)						
電気式生ごみ処理器設置助成		51	7	5	継続	
コンポスト設置助成		1	9	0	同上	

第4章 きれいな水を子どもたちに残そう (生活排水処理対策)

1. 基本的な考え方
2. 最適な処理方法の検討
3. 汚濁負荷削減の対策

第4章 きれいな水を子どもたちに残そう

(生活排水処理対策)

1. 基本的な考え方

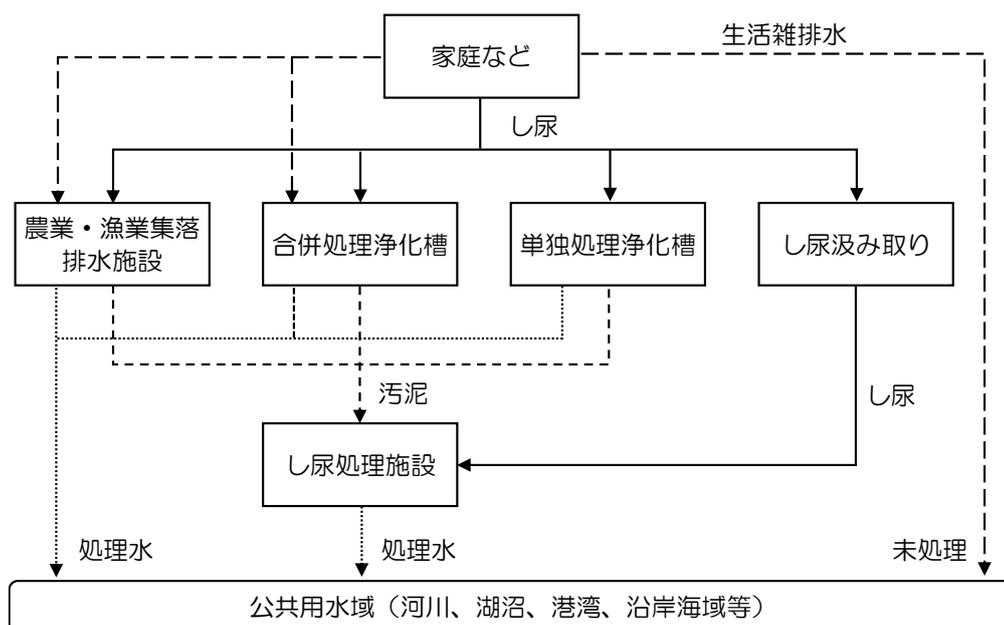
生活排水のうち、汲み取りによるし尿、農業・漁業集落排水施設、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽による浄化槽汚泥については、宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターで処理されています。

計画処理区域内人口のうち、生活雑排水も含めた生活排水を衛生的に処理している人口の占める割合（汚水処理人口普及率）は、平成28年度に42.9%（9,598人/22,349人）となっています。今後普及率を高めるとともに、家庭排水に対する町民の意識の啓発を図っていきます。

■生活排水の処理形態別人口内訳（平成28年度：再掲）

（単位：人、％）

区 分		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
総人口(A)		24,291	23,818	23,412	22,843	22,349
整備人口	公共下水道	0	0	0	0	0
	農業・漁業集落排水施設	2,466	2,431	2,429	2,393	2,377
	コミュニティプラント	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽	6,814	7,014	7,102	7,120	7,221
	小計(B)	9,280	9,445	9,531	9,513	9,598
単独処理浄化槽		6,681	6,543	6,421	6,285	6,137
汲取り及び自家処理人口		8,330	7,830	7,460	7,045	6,614
汚水処理人口普及率(B)/(A)×100		38.2%	39.7%	40.7%	41.6%	42.9%



2. 最適な処理方法の検討

■現状と課題

本町では、汚水処理人口普及率が42.9%であり、残りは生活雑排水を未処理のまま河川などに排出している状況です。水産業を主産業とする本町ゆえに生活排水などのたれ流しは憂慮するところで、引き続き農業・漁業集落排水処理施設などの未接続者の加入促進を図るとともに、合併処理浄化槽の設置又は単独処理浄化槽からの転換を促進し、生活排水対策を推進していきます。

■施策の方向

1) 合併処理浄化槽の設置推進普及

PFIを活用した町営浄化槽整備推進事業を推進し、民間事業者の営業努力による事業進捗の向上により、浄化槽整備の迅速化を図ります。

2) 合併処理浄化槽の点検・清掃

町営による浄化槽整備推進事業前に設置された合併処理浄化槽を使用している町民に対しては、浄化槽の定期的な法定検査、保守点検及び清掃の実施についての周知徹底を図ります。

3) 農業・漁業集落排水処理施設における未接続者の加入促進

農業・漁業集落排水処理施設整備地区における未接続者に対して、農業・漁業集落排水処理施設への接続（加入）の推進を図ります。

3. 汚濁負荷削減の対策

■現状と課題

汚水処理人口普及率は、県の第三次愛媛県全県域下水道化基本構想の平成34年度目標は86.1%で、宇和島地区広域事務組合の循環型社会形成推進地域計画（第3次）では平成33年度目標が59.3%となっています。県の目標を計画期間内に達成することは困難であると考えられることから、本町では平成34年度目標を55.5%、平成39年度目標を65.0%とします。

■生活排水の処理形態別人口内訳

区 分	単位	実績	予測	予測	
		平成28年度	平成34年度	平成39年度	
計画処理区域人口(A)	人	22,349	19,724	17,921	
水洗化人口・生活雑排水処理人口等(B)	人	9,598	10,956	11,650	
	下水道人口	人	0	0	0
	農業・漁業集落排水人口	人	2,377	2,247	2,156
	（農業集落排水人口）	人	1,591	1,570	1,557
	（漁業集落排水人口）	人	786	677	599
	合併処理浄化槽人口	人	7,221	8,709	9,494
	汚水処理人口普及率(B/A)	%	42.9%	55.5%	65.0%
生活雑排水非処理人口等(C)	人	12,751	8,768	6,271	
	し尿収集人口	人	6,614	3,317	1,370
	単独処理浄化槽人口	人	6,137	5,451	4,901
	自家処理人口	人	0	0	0
	生活雑排水非処理率(C/A)	%	57.1%	44.5%	35.0%

■し尿処理計画

区 分	単位	実績	予測	予測	
		平成28年度	平成34年度	平成39年度	
人口動態等	愛南町行政区域内人口	人	22,349	19,724	17,921
	計画処理区域内人口	人	22,349	19,724	17,921
	し尿収集人口	人	6,614	3,317	1,370
	水洗化人口	人	15,735	16,407	16,551
	下水道人口	人	0	0	0
	農業・漁業集落排水人口	人	2,377	2,247	2,156
	（農業集落排水人口）	人	1,591	1,570	1,557
	（漁業集落排水人口）	人	786	677	599
	合併処理浄化槽人口	人	7,221	8,709	9,494
	単独処理浄化槽人口	人	6,137	5,451	4,901
要処理量	自家処理人口	人	0	0	0
	生し尿	kℓ/日	25.0	12.5	5.2
	農業集落排水汚泥量	kℓ/日	1.4	1.4	1.4
	漁業集落排水汚泥量	kℓ/日	0.7	0.6	0.5
	合併処理浄化槽汚泥量	kℓ/日	11.5	13.8	15.1
	単独処理浄化槽汚泥量	kℓ/日	5.5	4.9	4.4
	計	kℓ/日	44.1	33.2	26.6
焼却対象量	脱水生し尿量	t/日	0.18	0.09	0.04
	脱水汚泥量	t/日	0.74	0.80	0.83
	計	t/日	0.92	0.89	0.87

■ 農業集落排水処理計画

整備地区名	区域内戸数	H28年度実績		目標数値(接続率)	
		接続戸数	接続率	H34年度	H39年度
御在所地区	31	26	83.9%	95%	100%
広見地区	523	457	87.4%	95%	100%
和口地区	35	27	77.1%	90%	100%

■ 漁業集落排水処理計画

整備地区名	区域内戸数	H28年度実績		目標数値(接続率)	
		接続戸数	接続率	H34年度	H39年度
平婆地区	94	71	75.5%	90%	95%
家串地区	85	59	69.4%	85%	90%
油袋地区	48	26	54.2%	75%	80%
網代・魚神山地区	89	64	71.9%	85%	90%

■ 合併処理浄化槽設置計画（市町村設置型 PFI）

地域	単位	実績	目標数値	
		H28年度	H34年度	H39年度
愛南町内	設置基数(基)	719	1,409	1,909
	浄化槽処理人口(人)	7,221	8,709	9,494

(注意)

- 1 基数：浄化槽市町村整備推進事業により整備された合併処理浄化槽の基数
- 2 平成 22 年 10 月から市町村設置型での浄化槽整備を PFI 手法により展開
- 3 上記掲載人口は住民基本台帳人口を基に算出

■施策の方向

1) 計画的な整備の推進

汚水処理人口普及率の目標を達成するために、合併処理浄化槽の整備を促進します。

2) 農業・漁業集落排水処理施設の未接続者の加入促進（再掲）

農業・漁業集落排水処理施設整備地区における未接続者に対して、農業・漁業集落排水処理施設への接続（加入）の推進を図ります。

3) 生活排水浄化資材などの利用促進

河川や海へ排出されている各家庭からの生活雑排水の発生負荷量を削減するために、家庭における生活排水対策の資材として、引き続きキッチンストレーナーや三角コーナー、台所用水切りネットなどの利用を働きかけていきます。

4) 生ごみ処理容器購入助成の利用促進

現在実施している生ごみ処理容器購入助成事業（環境保全推進事業）を多くの町民に利用していただけるよう啓発に努めます。

5) 廃食用油の回収促進

現在実施している廃食用油の回収に多くの町民に協力していただけるよう啓発に努めます。



第5章 みんなできれいな水を育もう

（生活排水対策に関わる啓発活動）

1. 町民、事業者、行政の役割の明確化
2. 生活排水対策に関する情報提供と活動支援

第5章 みんなできれいな水を育もう

(生活排水対策に関わる啓発活動)

1. 町民、事業者、行政の役割の明確化

■現状と課題

生活排水に係る問題の解決は、町民一人一人が、それぞれの役割に応じた取組を進めることによって、はじめて達成されるもので、町民、事業者、行政がお互いの理解を深めながら、共通の目標に向かって協力して取り組んでいく関係者のパートナーシップを確立する仕組みが重要です。本町においても、各主体が協働して、生活排水対策や水環境保全に取り組んでいくことが不可欠となっています。

■施策の方向

<行政の役割>

1) 水辺空間などの整備の推進

多自然型工法による河川などの整備や水と親しめる空間の整備、河川敷の美化活動や河川緑化の推進を図ります。

2) 生活排水対策に関するPR

生活排水対策に係る問題を解決するためには、町民、事業者、行政の役割に応じた取組を進めることが大切であることをPRします。

3) 合併処理浄化槽に対する補助事業の活用促進

生活排水対策を推進するため、合併処理浄化槽に対する補助事業の活用を促進します。

4) 浄化槽の点検・清掃(再掲)

浄化槽を使用している町民に対しては、浄化槽の定期的な法定検査、保守点検及び清掃の実施についての周知徹底を図ります。

5) 生活排水浄化資材などの利用促進(再掲)

河川や海へ排出されている各家庭からの生活雑排水の発生負荷量を削減するために、家庭における生活排水対策の資材として、引き続きキッチンストレーナーや三角コーナー、台所用水切りネットなどの利用を働きかけていきます。

6) 生ごみ処理容器購入助成の利用促進（再掲）

現在実施している生ごみ処理容器購入助成事業（環境保全推進事業）を多くの町民に利用していただけるよう啓発に努めます。

7) 廃食用油の回収促進（再掲）

現在実施している廃食用油の回収に多くの町民に協力していただけるよう啓発に努めます。

8) 事業所に対する排水の適正管理指導

排水源である事業所に対し、排水を適正に処理し、管理するよう指導を行います。

9) 水生生物の生息できる環境整備の推進

河川の自然浄化能力の維持回復を図るため、水生生物の生育できる環境整備の推進を図ります。

10) 生活排水対策などに関する環境教育の促進

環境学習会や各種イベントを通じて、生活排水対策及び水環境保全についての意識の高揚を図ります。

11) 生活排水対策などに関する情報の収集と提供

生活排水対策及び水環境保全に関する意識の高揚のため、冊子やパンフレットの配布などにより、知識や情報の提供に努めます。

12) 愛媛大学農学部との連携

愛南町役場西海支所内に設置されている愛媛大学南予水産研究センターと連携して、水産業の振興とともに水質の改善についても向上できるよう努めます。

13) 環境浄化微生物活性化資材の利用促進

環境浄化微生物活性化資材は、悪臭及び汚れを安全に分解することで、消臭又は家庭からの排水の水質を改善します。環境浄化微生物活性化資材購入に対し補助金を交付し、利用促進に努めることで、町全体の水質改善を図っていきます。

<町民の役割>

1) 生活排水対策に係る自主的活動の実施

河川の清掃活動、生活排水路の清掃及び生活排水浄化資材などを利用し、生活排水対策を家庭や地域で実践するよう努めます。

2) 国、県及び町が推進する生活排水対策への協力

国、県及び町の生活排水対策及び水環境保全についての施策に協力します。

3) 合併処理浄化槽の設置の促進

合併処理浄化槽の新設および単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換に努めます。

4) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽を使用している世帯は、浄化槽の定期的な法定検査、保守点検及び清掃を実施するよう努めます。

5) 農業・漁業集落排水処理施設における加入努力

農業・漁業集落排水処理施設整備地区における集落排水処理施設への加入に努めます。

6) 廃食用油の回収促進（再掲）

現在実施している廃食用油の回収に協力します。

<事業者の役割>

1) 生活排水対策や水環境保全に係る自主活動の実施

河川の清掃活動、生活排水路の清掃及び生活排水浄化資材などを利用するといった自主活動に努めます。

2) 本町が推進する生活排水対策や水環境保全への協力

本町の生活排水対策及び水環境保全についての施策に協働で取り組み、生活排水対策の推進に努めます。

2. 生活排水対策に関する情報提供と活動支援

■現状と課題

近年、環境に対する意識が高まっている中で、必要な情報を収集し、分かりやすく町民に提供していくことが必要です。今後さらに広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどによる情報提供を充実させ、生活排水対策などについて、町民や事業者が自主的に活動できるような支援を推進します。

■施策の方向

1) 広報誌などの活用

広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどを利用して広く町民に対し情報提供を図ります。

2) 水質検査結果の公表

実施した水質検査の結果を公表し、町民に水質保全に対する意識の向上を図ります。

3) 町民を中心とした自主的な活動の支援

現在、河川の清掃活動や生活排水路の清掃が町民によって行われています。これらの活動を支援し、河川環境や生活排水対策に関する意識啓発を推進します。



第6章 その他生活排水対策の実施・推進に必要な事項

1. 関係行政機関との連携
2. 推進体制（評価体制の構築）
3. 関連計画との調整
4. 進行管理

第6章 その他生活排水対策の実施・推進に必要な事項

1. 関係行政機関との連携

生活排水対策を推進し、河川や海の水質を改善していくためには、環境衛生課や水道課など庁内の複数の関係部署、国及び県と連携した取組が必要です。

2. 推進体制（評価体制の構築）

計画の着実な推進のためには、関係各課並びに関係団体の一体となった取組が必要です。関係各課の十分な連携のもと、「愛南町環境審議会」を本計画の推進組織として計画の進行を管理し計画を推進していきます。

3. 関連計画との調整

第三次愛媛県全県域下水道化基本構想や宇和島地区広域事務組合の循環型社会形成推進地域計画、本町の総合計画や環境基本計画等との整合性を図りながら本計画を推進していきます。

4. 進行管理

今回設定した目標数値を達成するために、町民、事業者、行政がチェックを行い、必要に応じて計画を見直し、環境の保全と目標の達成に努めます。

資料編

資料編

■関係法令など

環境基本法	
平成5（1993）年制定	
目的	環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること。
基本理念（第3条～第5条）	現在及び将来の世代の人間が環境の恩恵を享受し、将来に継承 全ての者の公平な役割分担の下、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築 国際的協調による積極的な地球環境の推進
基本的指針（第14条）	環境の自然的構成要素が良好に維持 生物多様性の確保等 人と自然との豊かなふれあいの確保

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
昭和45（1970）年制定（「清掃法（1954）」を全面的に改正）	
目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分などの処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。
基本方針	一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

下水道法	
昭和 33（1958）年制定	
目的	流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準などを定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること。

浄化槽法	
昭和 58（1983）年制定	
目的	浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めることなどにより、公共用水域などの水質の保全の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もつて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること。

都市計画法	
昭和 44（1969）年制定	
目的	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること。
基本理念	都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと。

水質汚濁防止法	
昭和 45（1970）年制定	
目的	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することなどによって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ること。

(参考) 県の上位関連計画など

えひめ環境保全指針	
計画期間	平成7(1995)年度～21世紀初頭
基本目標	環境にやさしい愛媛づくり
基本理念	健康で住みよい生活環境の確保(公害の防止) 自然と人との豊かなふれあいの確保(自然環境の保全と創造) 調和のとれた快適で美しい地域づくり(快適な環境の保全と創造) 環境にやさしい実践行動の促進(環境保全行動の促進と支援) 地球環境に配慮する社会づくり(地球環境保全への貢献)

愛媛県地球温暖化防止実行計画(改定版)平成29年6月	
基準年・目標年	基準年:平成25(2013)年度、目標年:平成42(2030)年度
趣旨	地球温暖化対策推進法に基づき、県自らの事務及び事業の実施に伴う温室効果ガスの排出削減を図る。
対象機関	全ての県機関(県立病院、県立学校、警察署などを含む)
目標	県自らの二酸化炭素排出量 平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比27.0%削減

愛媛の環境マネジメントシステム	
経緯等	平成14(2002)年11月27日認証取得(ISO14001) 平成17(2005)年11月27日認証更新(ISO14001) 平成20(2008)年11月26日認証期間満了 認証取得から6年経過し、システムの定着が図られていること、一定の取組の成果が上がっていることなどから、ISO14001の更新審査を受けず自己宣言した。
自己宣言	ISO14001に規定された、ISO14001との適合性を示す方法の一つで、審査登録機関の審査を受けて認証を取得する方法によらず、自らがISO14001規格に適合していることを宣言する手法。 今後、本県独自の環境マネジメントシステムを構築・導入することとしており、それまでの間は、現行のISO14001に基づく環境マネジメントを継続して実施する。 なお、独自システムにおいては、環境への継続的改善への取組を本庁舎のみならず地方局等へ広げ、審査登録機関に代わり公募の委員による外部審査により、システム運用の客観性・透明性を維持し、「環境先進県愛媛」の実現をめざします。

えひめバイオマス利活用マスタープラン	
策定年月	平成 16（2004）年 6 月
趣旨	地球環境問題の解決や循環型社会経済システムの構造を図るため、本県の地域特性に適したバイオマスの生産から利活用までの総合的な対策を樹立する。
内容	県内のバイオマスの発生、利活用の状況や課題などを踏まえ、廃棄物系などの利活用目標を 80%と設定するとともに、バイオマスの「生産と加工」、「観光」、「研究と教育」の各要素を組み合わせたミニ循環型社会であるバイオマス・アイランド構想などを提案

平成 29 年度愛媛県グリーン購入推進方針 [国などによる環境物品等の調達の推進等に関する法律]	
策定年月	毎年度、グリーン購入方針を定めて、率先して環境にやさしい物品やサービスの調達に取り組んでいる。
趣旨	県が商品サービスの購入に当たり、より環境負荷が少ない商品などを選択するグリーン購入を推進することにより県民や事業者、市町村にグリーン購入を普及促進させ、地球温暖化防止の積極的な推進と循環型社会の構築を図る。
対象範囲	県の全ての機関
重点対象物品	日常的に購入する事務用品や公共工事用材を中心に 15 分野 208 品目を重点対象物品として指定している。

第三次愛媛県全県域下水道化基本構想	
計画期間	平成 25（2013）～34（2022）年度（10 年間）
理念	快適でうるおいのある水環境の創造
施策	全県域における生活排水処理施設の計画的効率的整備の促進

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛媛県） [水質汚濁防止法瀬戸内海環境保全特別措置法]	
策定年月	平成 29（2017）年 6 月
趣旨	平成 28 年 9 月 30 日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

～ Check Sheet ～

■台所では、こんなこと

<input checked="" type="checkbox"/>	食事や飲み物は必要な分だけつくり、飲み物は飲みきれ的分だけ注ぐ。
<input checked="" type="checkbox"/>	食器を洗う前に、油汚れなどはふき取る。
<input checked="" type="checkbox"/>	米のとぎ汁は植木の水やりに使う。
<input checked="" type="checkbox"/>	水切り袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチする。
<input checked="" type="checkbox"/>	残った油は継ぎ足して使ったり、炒め物に使うなど、できるだけ捨てない努力をする。
<input checked="" type="checkbox"/>	食器を洗う時は洗い桶を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使う。
<input checked="" type="checkbox"/>	廃食用油回収に協力する。

■お風呂ではこんなこと

<input checked="" type="checkbox"/>	髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチする。
<input checked="" type="checkbox"/>	シャンプー・リンスは適量を守る。
<input checked="" type="checkbox"/>	お風呂の残り湯は洗濯に利用する。

■洗濯ではこんなこと

<input checked="" type="checkbox"/>	洗剤は、軽量スプーンで計って適量を使う。
<input checked="" type="checkbox"/>	くず取りネットを利用して、細かいごみをキャッチする。

参考：環境省「生活排水読本」

■ 愛南町環境基本条例

平成 18 年 6 月 20 日

条例第 27 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境保全施策(第 8 条—第 15 条)

第 3 章 雑則(第 16 条)

附則

前文

愛南町は、原生に近い自然が残された篠山と、その篠山山系から流れる僧都川をはじめとする清らかな水と肥沃な大地、陸と海をつなぐ干潟、リアス式海岸を洗う温暖な黒潮の恩恵を受け、古くから森、里、海と共に歩んできました。

私たちすべての町民は、良好な環境の下、健康で安全な生活を営む権利を持つと同時に、恵まれた環境をより良い形で次世代に引き継ぐ責任があります。

しかしながら現在の私たちは、物質的な豊かさと生活の利便性を得た一方で、環境に大きな影響を及ぼすことになりました。人間活動による環境への負荷は、地球温暖化に代表される気候変動、オゾン層の破壊などの地球規模の環境問題を引き起こし、自然の生態系を破壊し、さらには有害化学物質の影響なども加わって、人類の生存基盤を脅かすまでになっています。

私たちは、環境が人類を含むすべての生命の生存基盤であり、限りあるものであることを深く認識し、これまでの生活様式や事業活動を見直しながら、互いに協調し、それぞれの責任と義務を果たすことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指する必要があります。そのためここに、すべての町民の参加と協働により豊かで健康的な環境を保全及び創造するため、愛南町環境基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好で快適な環境の保全について、基本理念を定め、町、町民及び事業者(以下「町民等」という。)の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

-
- (1) 環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体又は地球の広い範囲の環境に影響を及ぼす事態に関係する環境の保全又は町民が健康で文化的な生活を営むことができ、産業の生産基盤でもある地域の環境の保全で、良好な環境の保全及び創造に寄与するものをいいます。
 - (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、私たち人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、町民等がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下で自主的かつ積極的に連携協力して推進されなければならない。
- 3 地球環境の保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。
- 4 町の施策は、環境への配慮を基調として推進します。

(町の責任と義務)

第4条 町は、町の施策を実施するに当たっては、環境への影響に配慮し、町民の意見を尊重して、良好な環境の保全に努めます。

- 2 町は、町の活動に伴う廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の適正な処理を行い、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境への負荷の低減に積極的に努めます。

(町民の責任と義務)

第5条 町民は、森林、河川、海、水辺及び土壌その他の自然環境を汚さないようにしなければならない。

- 2 町民は、日常生活において、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の適正な処理を行い、資源及びエネルギーの節減並びに再生品等環境への負荷の低減に役立つ製品及びサービスの利用に努めなければならない。
- 3 町民は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物を清潔に保持しなければならない。
- 4 町民は、自らが利用する公園、道路及び集会場その他公共の場所の美化に努めなければならない。
- 5 町民は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責任と義務)

第6条 事業者は、事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域の環境を適正に保全しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る原材料、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を小さくするように努めなければならない。

-
- 3 事業者は、事業活動において、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の適正な処理を行い、再生資源等の環境への負荷の低減に役立つ製品、原材料及びサービスを利用するよう努めなければなりません。
 - 4 事業者は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければなりません。

(来訪者の責任と義務)

第7条 旅行、業務その他の所用のため本町に滞在する者は、第5条に定める町民の責任と義務及び前条に定める事業者の責任と義務に準じて環境の保全に努めなければなりません。

第2章 環境保全施策

(施策の基本方針)

第8条 町は、第3条に定める基本理念に基づき、次に掲げる事項が実現できるよう、町が行う施策それぞれの連携を図り、環境の保全についての施策を総合的に推進します。

- (1) 人の健康を守り生活環境及び自然環境を保全するため、大気、水、土壌及び太陽光の自然構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境の保全を図り、野生生物の種並びにその生息域及び生態系を保存し、生物の多様性を維持すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした潤いと安らぎのある快適な環境及び自然景観が保全されること。
- (4) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境の保全に資する社会を構築すること。
- (5) 人の健康及び生態系を守るため、化学物質を適正に使用する社会の構築に努めること。
- (6) 廃棄物の発生抑制及びその適正な処理、循環的な資源利用並びにエネルギーの有効利用に努め、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、愛南町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めます。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 総合的かつ長期的な環境保全施策の大綱
 - (2) 良好な環境の保全に関して町及び町民等がそれぞれ配慮すべき事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めるときには、あらかじめ町長の附属機関である愛南町環境審議会の意見を聴くものとします。
 - 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表します。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用します。
-

(年次報告)

第 10 条 町長は、毎年度、環境の状況、環境保全施策の実施状況等に関する報告書を作成し、公表します。

(環境管理の促進)

第 11 条 町は、事業者による自主的な環境の保全に係る方針、計画、実施、点検及び見直しからなる環境マネジメントシステムその他の環境への負荷の低減を図るための事業活動の体制が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとします。

(環境教育)

第 12 条 町は、町民が人間と環境とのかかわりについて認識し、環境の保全について理解を深め、責任ある行動がとれるよう、環境教育及び環境学習を推進します。

(情報の提供)

第 13 条 町は、良好な環境の保全に関する情報を町民等に適切に提供します。

(自発的な活動の促進)

第 14 条 町は、町民等が、良好な環境の保全について互いに情報交換し、連携すること並びに町民等による自発的な環境保全活動を促進するため、町民等の自主性を尊重しながら必要な支援を行うものとします。

(施設整備等における環境配慮)

第 15 条 町は、公共施設を整備するときには、環境への負荷の低減及び環境の保全上の支障の除去に配慮するものとします。

第 3 章 雑則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行します。

(愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

2 愛南町執行機関の附属機関設置条例(平成 17 年愛南町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(愛南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 愛南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年愛南町条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 22 年 3 月 19 日条例第 4 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第2次 愛南町生活排水対策推進計画

発行日 平成 30 年 3 月

発 行 愛南町

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

TEL 0895-72-1211 (代表)

編 集 愛南町環境衛生課